

「パートナーシップ構築宣言」

住友生命保険相互会社（以下、「当社」）は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

当社は、「住友生命グループ人権方針」に基づいた「取引活動におけるガイドライン」を定め、以下の内容を遵守のうえ取引活動を行うことで、お客さま、ビジネスパートナー、従業員、社会、地球環境といったステークホルダーからの信頼・支持を得て、ともに持続可能な未来の実現を目指します。

①人権尊重

人権に関する国際規範を尊重し、従業員の基本的な人権の尊重、雇用や待遇の差別禁止、ハラスメントの撲滅と多様な人材活用、児童労働や強制労働の禁止、結社の自由および団体交渉の権利の尊重、適切な労務管理と安全で働きやすい職場環境の提供等、取引活動におけるすべてのステークホルダーの人権を尊重します。

②法令・社会規範等の遵守

取引活動を行う地域で適用される法令・社会規範等を遵守し、国際規範を尊重した活動を行います。

③公平・公正な取引と腐敗防止

取引活動において、公平な競争および公正な取引に関する法令を遵守するとともに、取引先とは健全かつ透明な関係を維持します。

④環境への配慮

取引活動において、環境負荷の低減や生物多様性等に配慮するとともに、脱炭素への取り組みを通じ、地球環境の保護・保全に配慮した活動を行います。

⑤情報管理

取引活動において、個人情報保護法、番号法、その他の法令・ガイドライン等を遵守して、機密性・正確性を保持する等、適正に個人情報を取り扱います。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②支払条件

下請代金は原則として現金で 60 日以内に支払います。

③知的財産・ノウハウ

取引先の秘密情報を一方的に開示させ、当社が守秘義務を負わないといった不公正な秘密保持契約の締結、取引上の優越的な立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他

住友生命はグループの長期的に目指す姿として、『日本・世界・地球未来のウェルビーイングに貢献し続ける保険会社グループ』を掲げるとともに、その実現に向けた 2030 年時点のありたい姿を、ウェルビーイングに貢献する「なくてはならない保険会社グループ」としております。

その実現のため、健康増進型保険“住友生命「Vitality」”を核とした先進価値で、保険や健康増進といった領域はもとより、地域創生や地球環境といった社会課題の解決にも積極的に取り組みます。

また、ビジネスパートナーや従業員といったすべてのステークホルダーのウェルビーイングを支える取り組みを進め、1 人でも多くの方の「よりよく生きる」に貢献し、持続可能な未来の実現を目指しております。

2023年4月20日

住友生命保険相互会社 取締役 代表執行役社長 高田 幸徳